

# 牛頸区規約



牛頸区

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この区は、牛頸区（以下「本区」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本区は、事務所を大野城市牛頸1357番地5牛頸公民館内に置く。

(構成)

第3条 本区は、区域内に在住する住民（世帯）をもって構成し、隣組制を設ける。

(公 告)

第4条 本区の公告及び周知事項は、掲示板への掲示、回覧、牛頸区情報もしくはホームページ等で行う。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第5条 本区は、区内住民の融和協調を推進し、生活の向上及び福祉の増進を図り、もって区及び市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第6条 本区は、第5条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1、住民の交流、ふれあいの促進に関する事業
- 2、住民の福祉の増進
- 3、環境保全及び災害防止に必要な措置
- 4、伝統行事の保持
- 5、住民の要望、課題の解決
- 6、その他の目的達成のために必要な事業

### 第3章 役員等及び職員

(役員等及び職員)

第7条 本区に、役員、評議員、顧問、隣組長及び職員・保全員を置き、その任務の概要、定数、任期及び選任方法は、次の表のとおりとする。

区分	職名	任務	定数	任期	選任方法	備考	
役員	区長兼 行政区長 公民館長	区を代表し、区及び公民館業務を統括する	1名	2年 再任可	評議員会で推薦し 総会で決定する		
	副区長 兼 副公民館 長	公民館長を補佐し、公民館の運営及び公民館活動の指導助言を行い区長に事故ある時は区長の職務を代行する	1名				
	会計	区の会計業務等に 従事する	1名				
	幹事	執行部会の議決等 に基づき、業務を 執行する	2名	2年 再任 不可			1名は書記 を兼務
	監査員	区の決算等を監査 する	2名				
評議員	区長の諮問に応じ 意見を具申する	15 名 以内	2年 再任 可	執行部で推薦し 総会で決定する			

顧問	区長の諮問に応じ 助言を行う	若干 名	2年 再任 可	執行部に諮り、 区長が委嘱する	設置は任意 事項
隣組長	隣組を代表し、区 長の業務を補佐 し、隣組の業務を 処理する	各隣 組に 1名	1年	隣組内で決定し 総会に報告する	
職員	区の事務及び訪問 者の接遇等に従事 する	1名		区長が推薦し執行 部で決定する	
職員 (土・日、夜間)	土・日曜日、夜間 の訪問者の接遇、 保全等に従事する	若干 名		区長が推薦し執行 部で決定する	
保全員	公民館の保全に従 事する	1名		区長が推薦し執行 部で決定する	

(執行部)

第8条 本区の執行部は、区長、副区長、会計及び幹事2名をもって構成する。

(評議員)

第9条 評議員の推薦基準、任務等細部については、別途決める

(欠員補充)

第10条 役員並びに評議員の任期中に欠員を生じたときは、第7条の規定により推薦し補充する。但し、任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第11条 本区に顧問を置くことができる。顧問は区に貢献した人、区長経験者、市議会議員、有識者等で、区長が執行部会に諮り委嘱する。

## 第4章 総会

(総会の種別、招集、議事の要領)

第12条 本区の総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会においては区長が、臨時総会においてはそれぞれの関係者が会議の目的、その内容、日時及び場所を記載した書面による招集通知をもって、会日の4日前までに隣組長を通じて各世帯に配布しなければならない。

(通常総会)

第13条 通常総会の議事は、次のとおりとする。

時期	議決事項	定足数	表決	出席資格
毎月 4月	1、事業報告及び収支決算 2、事業計画及び収支予算 3、役員を選任及び解任 4、報酬、給与総額の決定 5、規約の改訂 6、区費の額の決定 7、その他必要事項	委任状を含む全世帯の5分の1以上の出席による	出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決定する。 執行部は意見を表明することができるが表決には加わらない	区民1世帯につき成人1名とする

(臨時総会)

第14条 1、臨時総会は、区長、評議員、監査員もしくは区民の4分の1以上の請求により、請求があった日から30日以内に開催しなければならない。  
2、前項において、区長、評議員の請求による場合は区長が、監査員もしくは区民の請求による場合はそれぞれの関係者が、招集者となる。

(議長)

第15条 総会の議長は、出席者の中から選任する。

(議事録)

第16条 総会の議事録は、次の事項を記載しなければならない。

(1) 日時及び場所

- (2) 区民の総数及び委任状を含む出席者数
- (3) 審議事項と意見
- (4) 議事の経過の概要及びその表決結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2、議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が署名、押印しなければならない。

## 第5章 その他の会議

(会議)

第17条 本区の会議は、次の表に定めるとおりとし、区長が招集し議長となる。

2、前項にかかわらず、評議員は、評議員会長が招集し議長となる。

3、区長は、執行部又は評議員会長が請求したときは、臨時に会議を開催しなければならない。

(執行部会)

開催時期	議事	定足数	表決	出席資格
毎月1回 及び区長 が必要と 認めたと き	1、総会付議事項の決定 2、総会議決事項の執行 に関する事項 3、区行政に関する重要事 項の検討 4、職員等の給与案作成 5、その他の必要事項	過半数 の 出席	出席者の過半数 で決し、可否同 数のときは議長 が決定する	第8条の規 定による

(評議員会)

開催時期	議事	定足数	表決	出席資格
年4回の 定例会及 び区長が 要請した とき	1、区長諮問事項の検討答申 2、役員及び監査員の推薦 3、予算、決算等の案の承認 4、役員報酬案の作成 5、金銭を伴う対外事業契約 6、その他の必要事項	過半数 の 出席	出席評議委員 の過半数で決 し、可否同数 のときは議長 が決定する	評議員 及び 執行部

(隣組長会)

開催時期	議事	定足数		出席資格
偶数月	1、執行部議決事項の連絡及 び市等の依頼事項の伝達 2、その他の必要事項	過半数 の 出席		隣組長 又は 代理人

## 第6章 資産及び会計

(会計年度)

第18条 本区の会計は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

(会計)

第19条 本区は、一般会計のほか特別会計を設ける。

(予算)

第20条 本区の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に、区長が作成し  
総会の議決を経なければならない。ただし、補正予算は、評議員会に諮  
問し執行部で決定することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始日から総会において予算が決議されるま  
の間は、前年度の予算を基準として、区長の判断で執行することができるもの  
とする。

(収入)

第21条 本区の収入は、区費、交付金、補助金、寄付金その他の収入をもってこれに充  
てる。

(区費)

第22条 区内の住民は、世帯ごとに区費を納めるものとする。ただし、区長が必要と認めるときは、減免することができる。

- 2、区費の額は、総会において決定し、隣組長が徴収し会計に納める。
- 3、区費は月額400円とする。
- 4、年度中途の転入者は転入の翌月から、転出者は転出の月まで区費を徴収することができる。
- 5、区内に事業所等を有する団体から、その形態に応じ区費を徴収することができる。

(会計処理)

第23条 本区の会計は、区で定める会計規則に基づき処理し、常に明確にしておかねばならない。

(資産及び資金の管理)

第24条 資産及び資金は、区長が管理し、資金については、金融機関への預金等安全かつ有利な方法で運用しなければならない。

(事業報告及び決算)

第25条 本区の事業報告書、一般会計及び特別会計決算書は、毎会計年度終了後すみやかに作成し、監査員の監査を経て総会の承認を得なければならない。

- 2、前項の承認を受けた書類及びこれに関する監査員の意見を記載した書面については事務所に備え置くものとする。
- 3、決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その一部を特別会計に編入することができる。

(監査)

第26条 1、監査員は、毎年9月末及び翌年3月末現在で、会計を監査し、区長に提出しなければならない。

- 2、監査員は、前項における翌年3月末現在の監査結果については、通常総会に報告しなければならない。



## 第7章 雑則

(開発行為)

第27条 区内で開発行為を行う事業者は、区と協議を行わなければならない。

(細則)

第28条 この規約の施行について必要な細則は、別途定める。

(改訂)

第29条 この規約の改訂は、総会の承認を経なければならない。

### 附則

この規約は昭和56年4月 1日から施行する。

この規約は昭和61年4月13日から施行する。

この規約は平成 2年4月15日から施行する。

この規約は平成 4年4月12日から施行する。

この規約は平成 6年4月10日から施行する。

この規約は平成 9年4月13日から施行する。

この規約は平成11年4月11日から施行する。

この規約は平成13年4月15日から施行する。

この規約は平成23年4月24日から施行する

この規約は平成24年4月22日から施行する

この規約は平成25年4月21日から施行する

この規約は令和 4年4月17日から施行する

この規約は令和 6年4月21日から施行する